

大項目	1	新型コロナウイルス感染症について
質問事項	(1)感染した患者や家族、医療関係者への取り組みについて ①感染患者・その家族、医療従事者、その家族へのイジメや失業などへの取り組みはどうなっているのか。 ②医療機関や関連する施設への支援や協力している取り組みはありますか。	

答弁内容 I	<p>石丸議員の新型コロナウイルスに感染した患者や家族、医療関係者への取り組みについて、以下質問にお答えします。</p> <p>はじめに、感染者の公表につきましては、市では国や県の方針に基づき個人情報保護に留意して、市民の皆様にお知らせしておるところでございます。</p> <p>また、不当な差別や偏見防止につきましては、その都度、市のホームページや市が発信するメール等で感染者やその家族、医療従事者等に対して、人権への配慮と個人情報保護への理解を強くお願いしているところでございます。</p> <p>さらに、広報紙等において市民の皆様へ啓発を行い、電話相談窓口等についても案内しておるところでございます。</p> <p>その他、公共施設等への啓発ポスターの掲示、12月の人権週間には、チラシを作成し各庁舎等で配布しました。引き続き人権に関する啓発に努めてまいるところでございます。</p>
--------	---

【取組状況 I】

<p>古河市では、市民一人一人が人権尊重の重要性を正しく認識し、周りの人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう人権週間(12月4日から10日まで)にあわせて啓発活動を行っています。</p> <p>令和3年度は人権週間において、総和庁舎を含む市内5施設にて、人権啓発パネルの展示や啓発グッズの配布を実施いたしました。</p> <p>また、新型コロナウイルスに感染した患者や家族、医療関係者に対する不当な差別や偏見を防止するため、引き続き市のホームページや市が発信するメール等により人権啓発を進めてまいります。</p>
---

答弁内容 II	<p>失業による生活困窮者の相談などへの取り組みは増えているのか、については、生活困窮者からの相談件数が、令和元年度の新規相談件数が236件であったのに対し、令和2年度の12月末現在の新規相談件数は2,123件となっており、約9倍に増えています。</p>
---------	---

【取組状況 II】

<p>・自立相談支援事業の相談件数</p> <p>令和元年度の新規相談件数 236件</p> <p>令和2年度の新規相談件数 709件(貸付相談を除く)</p> <p>※昨年の報告時は貸付相談を加えた数</p> <p>令和3年度の新規相談件数 512件(令和4年1月末現在)</p>
---

答弁内容 III	<p>古河市といたしましては、医療機関への財政的支援として、入院患者の積極的な受け入れなどを行っていただいている重点医療機関に対して1000万円を、また、かかりつけ以外の方を広く受け入れし、発熱外来の診療、PCR検査を行っている医療機関に対しても早急な支援が必要であるという思いから、1医療機関あたり100万円、総額1000万円の補助をすることについて予算化を図ってまいりました。</p> <p>引き続き、古河市医師会や保健所、県との連絡調整を密にして感染対策に全力で取り組んでまいります。</p> <p>職員の人的支援としましては、直接、医療機関へ支援は行っておりません。</p> <p>しかしながら、古河保健所の業務は非常にひっ迫しております。そうしたなかで、市の保健師を派遣して、新型コロナウイルス感染症に関する市民からの問い合わせ、また濃厚接触者の把握、自宅療養されている患者の毎日の体調確認等、保健所業務の協力という事で行っております。市民の不安を取り除けるよう、これからも保健所と協力体制を確立ししっかりと相談体制を整えていきたいと思っております。</p> <p>また、古河市医師会が設置いたしました「PCR検査センター」に対しましても、積極的に市役所職員が協力して円滑な運営ができるよう進めております。</p>
----------	--

【取組状況 III】

<p>石丸議員の古河市の感染者対応体制の整備について、令和3年度の取り組み状況についてご報告します。</p> <p>医療機関への財政的支援ですが、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保するため、個別接種に協力いただける市内医療機関を対象に、1医療機関につき120万円を限度に協力補助金を創設しました。令和4年2月4日現在、31医療機関に対し、総額35,600,000円を交付しております。</p> <p>次に職員の人的支援ですが、新型コロナウイルス感染者数の増加により、古河保健所の業務がひっ迫しており、保健所への協力という事で市の保健師を派遣しております。令和3年9月から10月末まで週3回、令和4年1月20日から週2回、新型コロナウイルス感染症に関する相談業務を行っております。現在のところ、令和4年3月末までの予定ですが、今後も感染状況をみながら、保健所への人的支援を行ってまいります。</p>
--